

令和4年 3月17日

串本町長 様

令和3年度定期監査の結果について

串本町監査委員 中 道 眞 吾

串本町監査委員 長 脊 守



地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和3年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

令和3年度定期監査結果報告書

1 監査の実施年月日および監査対象

令和4年2月28日	議会議務局、企画課、消防署、くしもと町立病院
令和4年3月1日	産業課、税務課、こども未来課、住民課、福祉課
令和4年3月2日	建設課、教育課、水道課、総務課、串本消防分団第3部（錦富） 大島消防分団

2 監査した事項、監査の方法

上記各施設・部署において、予算の執行や備品管理・財産管理などが適切に行われているか、また経営に関する事務が適切に執行されているか、下記証憑書類をもとに監査を行った。

各部署の長から説明を受け書類の確認を行ったほか、各施設を抽出により訪問、備品の管理状況の確認を行った。

病 院	予算執行状況、資産台帳、切手受払簿、未収金収納状況
消防署・消防団	予算執行状況、備品台帳、器具の手入れ状況
役場各課等	予算執行状況、税・使用料の収納状況、貸付金の償還状況、 備品台帳、切手受払簿

3 監査の結果

(1) 総評

所管課からの聞き取り、帳簿・書類の照合、検査を行ったところ、減額補正や次年度に繰り越す工事等の諸手続きを含め、概ね良好な予算執行及び事務処理が行われていると認められた。

指摘事項については下記のとおりであるが、事務処理上の軽易な事項についてはその都度口頭で指導し、改善を要請した。なお、軽易な事項以外に特に指摘が無かった部署については、本報告書への掲載を省略した。

(2) 指摘事項

(ア) 次年度に繰り越す事業について

各課からの聴取により、新型コロナウイルス等に起因する建築資材の納期の遅れ等もあり、年度内に完了できない工事等が多くあることを確認した。繰り越しの事務処理等は概ね適正に行われているが、年々繰り越す事業が増えてきているため、計画時点からの見直し等により出来る限り年度内に事業を完結できるよう努められたい。

(イ) 備品台帳の整備について

備品台帳は所管課ごとに概ね適切に整備されていた。

新庁舎移転後の廃棄や新規購入による台帳整理も正確に行われていた。新たに購入された備品には番号、品名、購入日が貼付されており、備品購入時の手続きとしては最善が尽くされていた。しかしながら、今後の継続した管理が重要となるため、定期的に常置する場所や数量が突合出来るよう備品台帳の整備に努められたい。

なお、現在の備品台帳の様式では、廃棄数、現有数などの表記が分かりづらいように感じる。備品管理に係る事務の簡素化、効率化に配慮しつつ、より分かりやすい台帳の様式等についても検討されたい。

(ウ) 郵便切手受払簿について

郵便切手受払簿への記載及び切手の管理は概ね的確に行われていたが、記録様式によって切手の種別毎の在庫確認が困難なものも見受けられた。

定期的に在庫確認が出来るよう他課と記録様式を統一化するなど、監査を念頭に置いた管理帳簿の整備に努められたい。